

令和2年5月8日

保護者の皆様

旭川市立新町小学校
校長 横山 市子

臨時休業中のインターネットを利用した学習について

臨時休業が延長となりました。休業中の対応につきまして、保護者の皆様には深い御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、休業中の学習については、旭川市共通学習プリント「あさプリ」や学校プリントなどの家庭学習課題の提供に加え、インターネットを通じたeライブラリや「あさひかわ春の学び場」の活用をお願いしているところです。とりわけ、旭川市教育委員会では、「あさひかわ春の学び場」の充実を図り、授業動画の提供に努めています。御家庭におかれましては、休業中のお子様の学習サポートについて御理解と御協力をいただいているところではありますが、休業の延長を受け、お子様一人一人の状況に応じた個別の対応を一層強化していくために、インターネットの利用が難しい御家庭のお子様や緊急的な受入れとして学校施設を利用しているお子様について、校内パソコン室を開放することといたします。

感染症の拡大防止のための臨時休業であります。可能な限り3密を回避しつつ、校内パソコン室の利用開放について下記の通り対応させていただきます。

記

- 1 開放期間 5月12日(火)～5月14日(木)
※それ以降については後日御連絡します。
- 2 割り当て
5月12日(火) 1年・6年
5月13日(水) 2年・5年
5月14日(木) 3年・4年
- 3 開放時間 10時30分～12時00分
- 4 対象児童
(1) 御家庭でインターネットによる各コンテンツ利用が難しい場合
(10時30分までに登校し、受付後パソコン室を利用し12時に下校します)
(2) 緊急的な受入れとして学校施設を利用している場合
(10時30分からパソコン室を利用します。)
- 5 申し込み方法(保護者による事前申込が必要です)
御希望される場合は、5月11日(月)午前11時までに、(別紙1)を御提出ください。学校の玄関ポストに入れても構いません。その場合は古封筒等に入れるようお願いします。電話での申込も受け付けます。
※事前申込により希望者が多数になった場合は、密にならないよう調整の後、希望された御家庭に改めて連絡させていただきます。
- 6 その他
・利用当日は「パソコン室利用願」(別紙2)に必要事項を記入の上、持参させてください。※緊急受入れ児童が、当日利用する場合は必要ありません。
・筆記用具、教科書・ノート、水筒の持ち込みは可能です
・利用時には、手指消毒、定期的な換気、使用後の消毒作業を行います。
・感染拡大防止として、マウスやキーボードはビニール袋とラップで包み使用します。
・来校するときは、通学路を通り、交通安全に気を付けるようご家庭でお声がけください。(また、自転車での来校はできません。)
・ご不明な点がございましたら、学校(教頭)までお問い合わせください。

臨時休業中のパソコン室利用申込書（事前調整用申込書）

- * 兄弟など複数での利用を希望される場合は、お子様一人ずつ申込書にご記入ください。
- * 11日（月）午前11時までに、学校に提出してください。
学校のポストに入れても構いません。その場合は古封筒等に入れてください。

利用日	日 曜日
児童（生徒）	年 組 氏名
保護者	氏名

パソコン室の利用願

児童	年	組	氏名
利用日	月	日	
今朝の体温			度
<input type="checkbox"/> 健康状態に問題なし (<input checked="" type="checkbox"/> を入れてください)			
保護者	氏名		

※来校の際に毎回持参してください。緊急受入れ対象児童については必要ありません。

※御家庭でのプリントアウトが難しければ、メモ用紙等に上記の項目についてご記入いただき提出していただいてもかまいません。ただし、保護者の方で御記入ください。